

協同組合すばる 代行払精算事業規約

(目的)

第1条 この規約は、本組合定款第7条第5項に掲げる事業（以下「代行払精算事業」という。）により、中日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速4社」という。）と締結した代払契約を推進するために必要な組合員の精算手続き、方法等その他必要事項を定め、もって代行払精算事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(全商品の代行払)

第2条 本組合は、前条の目的を遂行するために、組合員は高速4社との取引について、本規約の定める代行払精算制度以外の精算方法を用いてはならない。

(精算所)

第3条 組合員の精算は、本組合の定めた精算所で行う。

(精算伝票)

第4条 前条の精算は、本組合所定の精算伝票をもって行う。

(精算日)

第5条 組合員の精算日は、月末締め翌々月5日目とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本組合の精算伝票の提示が月末締め翌々月5日以後に行われたときは、提示された日の翌日に精算することを妨げない。

(精算時間)

第6条 精算所の精算時間は、9時00分より15時00分までとする。

(精算の方法)

第7条 精算の方法は、本組合が承認した銀行での口座振替又は現金とする。小切手、約束手形は受理しない。

(内金)

第8条 組合員の精算において内入金は認めない。

(精算の成立)

第9条 精算の成立時期は、第3条の定める精算所で精算をなし、その領収の成立したときをもって精算成立の時期とする。

(代行払停止)

第10条 次の各号に該当する組合員は、代行払を停止する。

- 1 第5条の定める精算日までに精算しないとき
- 2 仕入及び精算に関し特に不正があり、又は不正をなす恐れがあると理事会が認めるとき

(処分留保)

第11条 前条の規定にかかわらず、組合員が精算できない事由を申し出て、理事会がその事由を正当と認めた場合は処分を留保する。

(代行払停止の解除)

第12条 代行払の停止処分を受けた組合員は、第5条に定める精算日までの全額を精算しなければ代行払停止を解除されない。

(精算保証積立金)

第13条 組合員は、本組合への代行払精算を保証するため、原則として精算総額までを代行払精算保証積立金として積み立てるものとする。

(その他)

第14条 この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決する。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。